

農業協同組合及び医療法人の関係労使ヒアリング概要

※カッコ内は発言団体

1 農業協同組合及び医療法人の特徴、実態

(農業協同組合)

- 農業協同組合法に基づく法人。組合員の自主的な相互扶助組織であり、剰余金の配分は、利用高配当を基本とし、出資配当は一定率以内に制限されている（農林水産省）。
- 事業機能の強化と事業経営の合理化・効率化の観点から、合併が進められてきている（使用者団体）。合併においては、合併前の農協の労働条件をそのまま引き継ぐことが多いが、労働条件の統一が行われる際には、不利益変更の問題が生じる場合もある（労働組合）。
- 農協の店舗や燃料などの現業部門では子会社設立に伴う事業譲渡も行われており、職員が転籍する際には本人の同意が前提であること、労働条件・権利に関しても包括承継することが当該農協と労働組合の間で確認されている（労働組合）。

(医療法人)

- 医療法に基づく法人（医政局）。剰余金の配当は禁止されており、剰余金は基本的に法人が営む事業に充てられる（使用者団体）。
- 医療法人は、多くの職種にわたって国家資格を有する専門性の高い職種の集団で構成されているとともに、医療法等により人員基準が定められている（使用者団体）。
- 医療法人の現場は医師や看護師も含めて人手不足であり、また、人命がかかっている中で長時間労働になる傾向がある（労働組合）。

2 農業協同組合及び医療法人の分割に伴う労働関係に関する主な意見等

(農業協同組合)

- 単位農協が新たな農協を設立して分割される場合は、雇用・労働条件は承継されるよう制度化することは当然だと考える。その上で、母体となった農協からの在籍出向が望ましい（労働組合）。
- 組織の変動等いかなる事態の下でも、労働者の権利（労働条件や雇用等）は守られるべきであり、そうしたことが担保される法制の整備・確立は必要と考える（労働組合）。

(医療法人)

- 組織の変動により労働条件や労使関係が悪化すると、職員の離職につながり、医療の質や安全性にも影響を及ぼす可能性があることから、患者や住民にとって良いかどうかという観点からの議論が必要（労働組合）。
- 医療法人の労働組合の組織率は労働者全体と比べ必ずしも高くなく、労働者も分割の仕組みを熟知しているわけではないという現状を踏まえて、労働者保護の対策を取る必要がある（労働組合）。
- 分割に当たっては、労働組合との事前のコミュニケーションと労働者本人の納得が重

要。また、新たな使用者との交渉ができる権利の確保が望ましい（労働組合）。

- 医療法人の経営は、公的病院と異なり独立採算であることや昨年の診療報酬改定の状況等を見ても厳しい状況にある中で、地域医療における医療法人の役割を念頭において、分割や合併等が行われていく必要がある（使用者団体）。
- 医療法人の分割による事業再編の利用可能性として、①病床機能分化を推進する方策として、スムーズな医療機関の再編を図り、各地域に合った安定的な地域医療供給体制を構築できること、②後継者不足などを契機とした民間病院の再編を図り、地域医療体制の維持・発展を図ることができることが挙げられる（使用者団体）。
- 医療法人は、非営利性・公益性が非常に高く、患者の命を最優先に考えることが必要。分割についても法定の人員配置基準を守るとともに運営を適正に行うことをまず考えなければならない（使用者団体）。